

I 精神障がい者の理解のために

はじめに

私たちは一生の間に身体の病気にかかるのと同じように心の病気にかかることがあります。疲れやストレスが積み重なっても思うように休めず、心と体のバランスが崩れてしまった状態と言えるでしょう。

心の病気には統合失調症のほか、うつ病、アルコールや薬物への依存症などがあります。これらの病気は薬物療法や精神療法、リハビリテーション等の早期の適切な対応によって回復していきますが、一部に発病前と比べて生活をする上で何らかの障がいが残る人もいます。

このような人たちが、日々の生活を自分らしくより豊かにするためには、相談機関を上手に活用し、様々な社会資源を適切な時期に上手に組み合わせ活用していくことが大切です。併せて、取り巻く環境を調整することが、安心して地域で暮らすことにつながります。

法で定める精神障がい者

<精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下精神保健福祉法という）第5条>

「この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」

<障害者基本法第2条>

「障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」

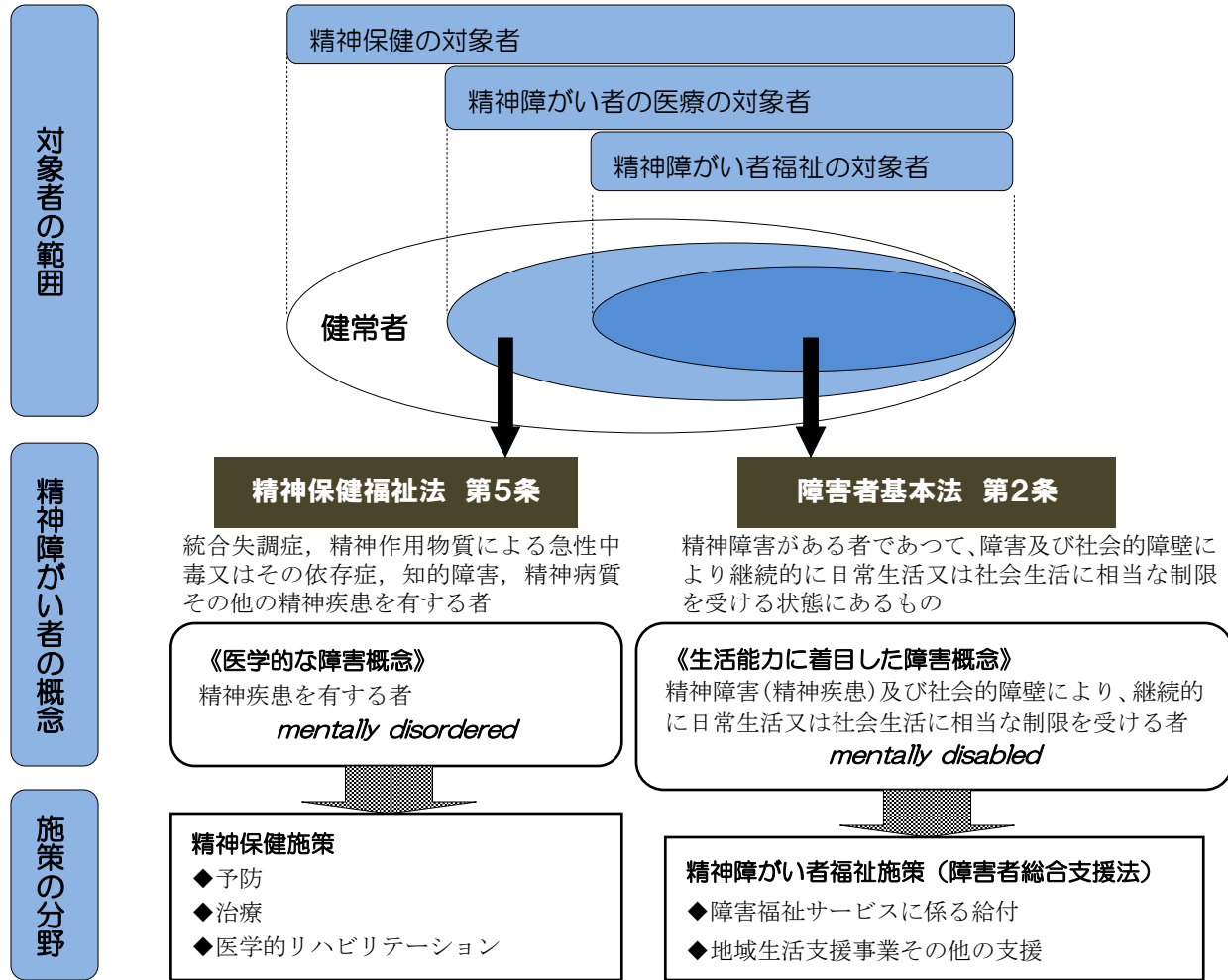
精神障がい者福祉の対象者

精神障がい者という言葉は広い意味で使われる場合と、狭い意味で使われる場合があります。

広い意味では、医療面からみた精神障がい者を指し精神疾患があるすべての人をいいます。狭い意味では、福祉面からみた精神障がい者を指し精神疾患のために長期にわたって日常生活や社会生活に制限を受けている人をいいます。

これを図示すると次のようになります。

精神障がい者の二つの概念と精神保健、精神障がい者福祉との関係 (「精神保健福祉法詳解」より一部改変)



安心して地域で生活するために

精神障がいのリハビリテーションとは、障がいがある方が持てる力を最大限に発揮し、地域社会の中で新たな人生を獲得する活動であり、大きな意味では「全人的な人間の復権…人間としての尊厳の回復、生きる権利の回復、人生の回復」(リカバリー)ととらえることができます。

このため、狭い意味での障がい軽減に向けての訓練も必要ですが、それとは別に、一人一人の希望する生活を尊重し、健康な部分や得意なこと、プラスの環境等のストレングス(強み)に着目し、自分の能力や環境の力を最大限発揮できるよう支援していくことが重要です。それには、このような視点に立ち、様々な資源(人的、社会的資源)やサービスを総合的・一体的・継続的に提供する「ケアマネジメント」の技法を用いた取り組みが有効であり、この推進が重要です。

精神障がい当事者の活動も重要な資源です。当事者が行う自分の生活・人生の目標のための活動を支援することは、当事者自身のエンパワメントにもつながります。また、近年は、精神障がい当事者の仲間(ピア)が相互支援活動として行うミーティング活動なども活発になってきています。

このような取り組みを進めながら、障がい者施策の基本理念であるノーマライゼーションの実現に向けて、障がい者を社会に合わせようとするのではなく、誰もが当たり前のように生活できる社会にしていくことが大切です。